

審 査 基 準

令和元年12月10日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：第8条第3項
処 分 の 概 要：認定証の書換え
原権者（委任先）：石川県公安委員会
法 令 の 定 め： ○ 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 ・第10条（認定証の書換えの申請）
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：申請書は、主たる営業所所在地を管轄する警察署（交通課）に提出して下さい。
問 い 合 わ せ 先：石川県警察本部交通部交通企画課安全係 (076)225-0110(内線5033)
備 考：